**介護福祉士が事業所において、喀痰吸引業務を行うまでの流れ**

※喀痰吸引等業務を行うためには、実地研修を修了する必要があります

実務者研修（医療的ケア）を修了していない介護福祉士

介護福祉士養成施設で「医療的ケア」の教育または「実務者研修」を修了している介護福祉士

　※該当者については、裏面注１参照

「実務者研修」を受講または登録研修機関にて基本研修（講義50時間＋演習）を受講

勤務先の事業所（施設）において、必要な行為についての

実地研修を受講

勤

※事業所（施設）は、厚労省通知喀痰吸引等研修実施要綱（H24.3.30 社援発0330第43号）別添２に定める審査方法に留意して、修得程度の審査等を行う。

**※事業所（施設）は、大阪府へ「登録喀痰吸引等事業者」としての登録届出が必要。すでに「登録特定行為事業者」として登録がある事業者は、業務方法書及び実地研修責任者の変更登録届が必要。**

**（必要書類等については、大阪府のホームページにて確認）**

登録研修機関において

実地研修を受講

事業所（施設）から、「実地研修修了証明書」を受領

登録研修機関から「研修修了証明書」を受領

※注２

大阪府へ第１号研修または　第２号研修修了者として認定書の交付申請を行う。

（財）社会福祉振興・試験センターに、実地研修を修了した喀痰吸引等行為の登録申請を行う　⇒　登録証に付記された喀痰吸引等の行為が可能

※事業所（施設）は「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録変更届出書」により喀痰吸引等を行う介護福祉士・認定特定行為業務従事者の名簿の変更を行う。

＊「登録喀痰吸引等事業者」は、実地研修修了証の交付を受けた介護福祉士の修了者管理簿を作成し、修了証の交付状況を定期的に（少なくとも年１回以上）大阪府へ報告する。

**※注１　実務者研修（医療的ケア）を修了している介護福祉士について**

**・平成30年1月に試験を受け3月に介護福祉士資格を取得した者以降は、実務者研修（医療的ケア）を修了しています。**

**・上記以前に介護福祉士資格を取得した者は、医療的ケアまたは実務者研修を修了していない可能性があるので、必ず書面で修了を確認する必要があります。**

**※注２　登録研修機関で実地研修を修了した介護福祉士について**

**・登録研修機関で実地研修を修了した者は、認定特定行為業務従業者として認定を受け、喀痰吸引等行為を行うことも可能です。**

**○ご注意ください**

**以下の場合は登録の取消し又は業務停止等の処分対象となることがあります。**

**・実地研修が修了していない介護福祉士に喀痰吸引等業務を行わせた場合**

**・介護福祉士に対し、要件を満たさない実地研修を実施し、修了証を交付した場合**

**→　登録事業者の取消等の処分（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の7）**

**・介護福祉士が実地研修を受けずに喀痰吸引等を行った場合は、信用失墜行為違反**

**となり、登録の取消し又は名称使用停止など行政処分の対象となることがあります。**

**→　介護福祉士等の信用失墜行為の禁止（同法第45条）**

**○用語について**

**「登録喀痰吸引等事業者」**

**…社会福祉士及び介護福祉士法第48条の三および同法施行規則第26条の二に規定。**

**介護福祉士が喀痰吸引等を行う事業者。**

**「登録特定行為事業者」**

**…同法附則第20条に規定。**

**認定特定行為業務従事者が特定行為を行う事業者。**